

(令和5年度に入学・進学されるお子さまの保護者の皆様へ)



入学・進学支援金のご案内

那珂川町教育委員会

長引く物価高騰の影響により、多くのご家庭で家計への負担が増大していると思われます。特に令和5年度に入学・進学するお子さまのいるご家庭では、入学用品の準備のため、その影響が大きくなることが考えられます。

町では物価高騰対策の一環として、入学用品準備費用の負担軽減のために支援金を給付することで、児童生徒の皆さんの健全な育成を応援します。

※この事業は、現在続いている物価高騰への対策として行うものですので、今回限りの実施となります。

対象者

次の児童生徒の保護者

令和5年1月1日から3月31日の間のいずれかに那珂川町に住民登録をしており、かつ居住の実態があり、令和5年度に小学校等、中学校等、高等学校等に入学・進学する児童生徒

支給金額

	一人あたり
小学校等に入学する方	60,000円
中学校等に入学する方	70,000円
高等学校等に入学する方	80,000円

※支援の公平性の観点から、他自治体の同様の制度との重複受給はできません
(就学援助制度は除きます)

申請方法

対象となる可能性のある方へは、個別に申請書・返信用封筒等をお送りします
(令和5年3月下旬ごろ)

- 提出書類 ① 入学・進学支援金交付申請書兼請求書
② 振込口座の内容が分かる通帳等のコピー
- 提出方法 郵送 (感染拡大防止のため、できるだけ郵送での提出にご協力ください)
- 提出期限 令和5年7月31日(月)(当日の消印有効)
※期限を過ぎての受付はできません
- 提出先 那珂川町役場 学校教育課

問い合わせ先

那珂川町教育委員会 学校教育課 (役場庁舎2階)

☎0287-92-1124



(裏面へ続きます)

(令和5年度に入学・進学されるお子さまの保護者の皆様へ)

Q&A

Q.申請できる保護者は？

A.申請者となる「保護者」は、お子さんに対して親権を行う方（いない場合は未成年後見人）といたします。具体的には、父母が婚姻中の場合は双方が親権者であり、離婚されている場合は父母のうち親権者と定められた方です。

A.父母が婚姻中で双方が保護者となる場合は、お二人のうちどちらか一方から申請・請求いただけます。ただし、提出後に万が一、他の一方の保護者等との間に申請に関するトラブル等が生じた場合には、自己責任で解決いただきます。町では一切介入しませんので、あらかじめご了承ください。

Q.審査と決定は？

A.提出いただいた申請書を審査のうえ、支給・不支給が決定しましたら、通知でお知らせいたします。（支給の場合は、振込予定日も合わせてお知らせします）

注意事項

○配偶者からの暴力等を理由に避難しており、事情により那珂川町に住所を移すことができない方で、支給対象となる可能性のある方は、学校教育課までご相談ください。

○手続きに関して、町担当者がATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、受給のための手数料等の振り込みを求めることはありません。本事業を装った詐欺にご注意ください。不審な電話がかかってきた場合には、警察等にご連絡ください。

○偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたときは、返還いただきます。

